

言語景観と言語政策に関する考察

——中国と日本を例として——

袁 帥

Linguistic Landscape and Language Policy: A Case Study of China and Japan

YUAN Shuai

Language policy is one of the tools used by governments or organizations to manage the linguistic activities of human society. Linguistic landscapes are the visual language that appears in public spaces, such as billboards. Therefore, linguistic landscapes are also managed by language policy. In this paper, the relationship between language policy and linguistic landscapes is discussed. It was found that China's language policy has detailed regulations for the use of foreign languages that appear in public spaces. In Japan, the national language is not clearly defined at the legal level. In addition, the guidelines for the use of foreign languages in public spaces are only proposed by the Japan Tourism Agency. And, from the actual survey, although both China and Japan have relevant regulations or guidelines, there are many examples of the reality that the linguistic landscapes are not consistent with the language policy.

Keywords: Linguistic Landscape; Multilingual Landscape; Language Policy;

Multilingualism

キーワード：言語景観、多言語景観、言語政策、多言語

はじめに

言語政策とは、政府・組織が社会の言語活動を管理するための手段である。また、言語景観とは、看板、注意書きなどの公共空間に現れる視覚化されたことばである。そのため、言語景観も言語政策の管理対象の一つになる。しかし、言語政策と実際の言語使用には乖離があることが多い。また、言語使用の表象としての言語景観は、その両者の乖離を理解するための適した媒体である。そのため、本論文では、中国と日本の言語政策を、現地の言語景観の例と比較しながら、言語政策と言語景観の関係について考察する。

一 言語計画と言語政策

言語政策は言語計画の具体的な表現の一つであるため、言語政策を紹介する前に言語計画について説明しなければならない。Kaplan & Baldauf (1997) によれば、言語計画 (language planning)¹⁾ の歴史は古く、例えばヨーロッパでは、ローマ帝国が地中海地域を占領した後、ラテン語とギリシャ語が共通語になったように、言語計画や政策は人類の言語使用の一部として、歴史時代とほぼ同じくらい古いものであるという。そして、言語計画に関する研究が進むにつれ、言語政策 (language policy)、言語管理 (language management)、言語工程 (language engineering) など様々な概念が生まれてきた。これらはよく同義語として捉えられ、特に言語政策と言語計画は並列されること (language policy & planning) が多い。しかしながら、近年、言語政策と言語計画を分けて考える研究が増加している。

言語とは、人間のコミュニケーションの基本的な手段であり、個人や社会集団にアイデンティティを与えるものである。しかし、言語が、コミュニケーションの障壁となることもあるため、言語計画が必要となる。言語計画とは、「1つまたは複数のコミュニティにおける言語使用の計画された変化を達成する (または変化が起こらないようにする) ことを目的とした、アイデア、法律、規制 (言語政策)、規則の変更、信念、および実践の集合体である²⁾。」つまり、言語計画はスピーチコミュニティの言語実践を変更することを目的とした意識的な取り組みのことである。また、言語計画は、コミュニティ内に複数の言語が存在するほとんどの国・地域で、政府によって行われている。一方、言語政策とは、「社会の集団や体系において計画通りの言語変化を成し遂げることを意図した思想、法律、規制、規則、慣行の実体³⁾」である。言語政策は、言語計画と同義語として使われることがある。しかし、言語政策とは、実際の言語計画プロセスの基礎となる、より一般的な言語的、政治的、社会的な目標を指している。要するに、言語政策とは思想的な方向性や見解を示すものであり、言語計画とはそれを実現するための実際の提案である。さらに、言語計画と言語政策は、言語変遷のシステムの2つの異なる側面を表しており、言語計画は、特定のスピーチコミュニティの言語変化に人為的に介入することを意図しており、明らかに政府の行為である。

この2つの共通点は、どちらも政府や組織が実施するものであり、上から下へのものである。この2つの大きな相違点は、言語計画は言語政策よりも広く、主に政府や国レベルの、言語に関する規制行為を指し、そこには言語政策も含まれ、マクロなものである。一方、言語政策は、具体的な法律や規則などであり、ミクロなものである。言語計画が失敗するケースが多いのは、言語計画と言語政策の区別がはっきりしていないことが一因であるため、言語計画と言語政策を区別する必要がある。実際には言語計画と言語政策の活動は完全に別の活動とは言えないが、概念的には異なる意味を持っている。本研究

1) Kaplan, R. B., & Baldauf, R. B. (1997). *Language planning from practice to theory* (Vol. 108). Multilingual Matters.

2) Kaplan, R. B., & Baldauf, R. B. (1997). *Language planning from practice to theory* (Vol. 108). Multilingual Matters. p.3

3) Kaplan, R. B., & Baldauf, R. B. (1997). *Language planning from practice to theory* (Vol. 108). Multilingual Matters. p. xi

では、言語実践の具体的な現象としての言語景観を研究対象としているため、言語政策との関連性が高いと考え、言語政策と言語景観の関係に焦点を当てている。

二 言語政策

筆者が見つけれられた言語政策の定義に関連する最も古い日本での研究は、豊田（1964）によるものであり、以下のように定義されている。

言語政策とは、政策主体の一つの意志のもとに言語の改革・整理・改善・普及を施策することであり、国語政策がその政策主体を国家機関として、国家目的によった、政治的概念による国語の施策を行うことに対して、言語政策はより広義な言語一般の内容をもつものであると考える⁴⁾。

また、Cooper（1989）は、言語の普及と変遷を調査しようとした際に、言語計画と言語政策の定義について検討し、「誰が、誰のために、何を、どのようにするのか⁵⁾」という疑問を抱いて論じた。これらの疑問の回答をもとに、Spolsky & Shohamy（2000）が以下の表に示している。

アイテム・統制	社会言語学と言語計画	政治学と総合政策学	教育と教育言語学
誰？—行為者、発案者、計画者、政策立案者、権威	言語復興者、民族リーダー、言語機関	圧力団体、利益団体、社会的勢力、政府のレベル、国家	教育政策立案者、中央・地方・地域の教育リーダー
何をするか？—行動とプロセス	言語の地位を計画し、言語のコーパスを修正する	政策立案の順序に従う	教育言語を選択し、配置するリソースを決定する
誰のために？	スピーチコミュニティと話者	民族コミュニティ、マジョリティとマイノリティ	教師と学習者
なぜ？	アイデンティティや優位性の維持・変更、経済的ニーズの充足、イデオロギーの表現など	均衡を崩したり維持したり、集団の圧力に反応したり、イデオロギーを表現したりする	教育する
どのような状況で？	コミュニケーションや言語レパートリーに関する既存のエスノグラフィー	社会的、政治的、経済的、文化的状況	教育制度
何のために？—計画的または非計画的	言語維持、言語転換、言語現代化	影響、効率、統合	テストの結果、学術成果のレベル、統合

誰が、何を、誰のために、なぜ、どのように実施するのか？⁶⁾

言語政策の定義はそれぞれ異なるが、いずれも「誰が、誰に、何を、どこで、どうやって」の5つの

4) 豊田国夫（1964）『民族と言語の問題：言語政策の課題とその考察』錦正社

5) Cooper, R. L., & Cooper, R. L. C. (1989). *Language planning and social change*. Cambridge University Press.

6) Shohamy, E., & Spolsky, B. (2000). Language practice, language ideology, and language policy. *Language policy and pedagogy: Essays in honour of A. Ronald Walton*, 1-41.

要素を引き出すことができる。したがって、本研究で扱う言語政策は以下の表に示したものである。

誰が（実施する側）	中国政府、日本政府
誰に（受ける側）	言語景観・言語景観の制作者
何を（対象）	言語景観に使用される言語
どこで（使用領域・地域）	中国、日本における言語景観
どうやって	言語景観に関する法律や規定など

本研究における言語政策の主体（誰が）は「中国政府、日本政府」である。受ける側（誰に）となるのは言語景観あるいは言語景観の制作者である。また、対象（何を）となるのが言語景観に使用される言語である。続いて、使用領域・地域（どこで）は中国と日本における言語景観である。最後に、中国と日本の言語景観に関する法律や規定などが「どうやって」に該当する。

三 言語政策と言語景観

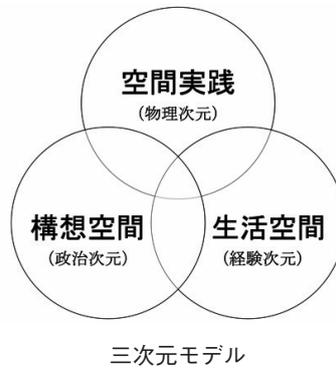
1970年代までの数十年間で、ケベック州のフランス語圏と英語圏のコミュニティの関係は緊迫してきていた。1976年にケベック党が勝利すると、長年続いてきた言語の対立もピークに達した。レネ・レベスク首相のもと、新州政府はケベック州を主権国家にすることを決定した。そして、法案101 (Bill 101)⁷⁾は、この目標に向けた重要な第一歩であった。1977年に制定された法案101は、フランス語をケベック州の公用語とし、公共部門（裁判所、市役所、学校）と民間部門（商店、職場）での英語の使用を制限した。また、世界で初めてすべての屋外看板にフランス語の単語表記を義務づけていたが、他の言語が記載されている場合には、フランス語を併記し、著しくフランス語優位を義務づけることになった。この法律ができた当初から、言語景観と言語政策の結びつきは強くなっていた。興味深いのは、言語景観という概念を生み出した研究者が、言語政策と言語景観の間はかなり密接な関係があることを最初に指摘した人物であることである。Landry & Bourhis (1997) は、言語景観の概念はもともと言語計画の中のものであると指摘している⁸⁾（彼らは言語計画と言語政策を区別していない）。彼らは、言語計画に関する法案に、公共看板の言語規制が十分に扱われていないことを指摘し、その欠点を改善したいと述べている。そして、その研究結果によると、言語計画者と言語活動にとっては、言語維持および言語変化を促進するためのツールとしての言語景観の問題を無視することはできないとしている。その後、言語政策に関する言語景観の研究は盛んに行われるようになっていく。

そして、言語政策と言語景観の強い結びつきは、言語景観の分析に関する別の三次元モデルにも反映

7) Charter of the French Language. (Les Publications du Québec)

8) Landry, R., & Bourhis, R. Y. (1997). Linguistic landscape and ethnolinguistic vitality: An empirical study. *Journal of language and social psychology*, 16 (1), 23-49.

されている。Trumper – Hecht (2010) は、Lefebvre (1991) の社会空間理論⁹⁾に基づき、以下の図のような3次元モデル¹⁰⁾を提案している。



Lefebvre が提唱する社会空間理論は、3つの主要な部分から成っており、1つ目は空間実践 (spatial practice)、2つ目は構想空間 (conceived space)、3つ目は生活空間 (lived space) である。言語景観をより深く理解するときに、Trumper – Hecht は、空間実践を標識に使用されている言語の実際の分布を示す物理次元 (physical dimension) と見なすことができると述べている。そして、構想空間が言語景観を形成する政策立案者の見解やイデオロギーを反映する政治次元 (political dimension) と見なすことができるとしており、また、生活空間を住民の態度を示す経験次元 (experiential dimension) と見なすことができるとされている。さらに、政治次元で最も直接的に体现されているのが言語政策であり、住民、都市、政府を結びつける言語景観をより深く理解するために不可欠な要素となっている。

なお、言語景観には上から下へ型と下から上へ型の2種類があるため、言語政策を理解する際には、言語政策が言語景観にどのような影響を与えているかだけでなく、言語景観が現地の言語政策に沿っているかどうかを調査し、より深い意味を明らかにするという両方向からのアプローチも可能である。上から下へ型の言語景観は、権威的な言語使用を反映し、下から上へ型の言語景観は、その言語使用が一般大衆に受け入れられ、実行されているかどうかを反映する。さらに、この2種類の言語景観の作り手は異なり、意図する読み手も異なる。その上、上から下へ型の言語景観が政府による言語政策に従わなければならない一方、下から上へ型の言語景観はより自由にデザインされる。

しかしながら、すべての国・地域で言語景観に使用される言語に関する規定があるわけではなく、例えば日本では日本語が国語であることすら明示されていない。だが、言語政策は他のところでも反映されている。特に、学校で使用される指導言語は、一般的に全国で統一されており、ある程度、公用語・

9) Lefebvre, H., & Nicholson-Smith, D. (1991). *The production of space (Vol. 142)*. Blackwell: Oxford.

10) Trumper-Hecht, N. (2010). 13. *Linguistic Landscape in Mixed Cities in Israel from the Perspective of 'Walkers': The Case of Arabic*, *Multilingual Matters*, 235-251.

共通語を反映したものになっている。また、学校内で行われる外国語試験は言語政策を理解するための手段となる。例えば、中国の多くの地域では、英語の試験成績が進学に大きな影響力をもつ。最後に、言語政策の制定とその最終的な実施は別のものであり、ある場合では、実際の言語使用が言語政策に反することもあり、そこから政府と住民の対立関係が見て取られる。以上のことから、言語政策と言語景観の関連性は、主に3つの側面から言及されている。(1) 言語政策は言語景観を形成する、(2) 言語景観は言語政策の実施状況を反映する、(3) 言語政策と言語景観の差異は、言語使用の変化を反映する。

また、政策や法律は、策定時には現実に遅れている場合が多い。ほとんどの政策や法律は、すでに顕在化した社会問題や現象を改善したり、修正したりするために作られている。そして、一般的に地方の政策は国の政策に先行し、適用範囲が小さいほど規制が柔軟になる。例えば、特定の地域では、住民・民族・言語・文化の多様性などにより、言語政策が国レベルとは異なる場合がある。

四 中国の言語景観に関する言語政策

中国では、国家レベルで言語の規範に関する法令を導入している。『中華人民共和国国家通用语言文字法』（以下は『語言文字法』）は、国家共通語・文字の規範化・標準化および、その健全な発展を促進し、国家共通語・文字が社会生活においてさらによく機能することを可能にし、そして各民族・各地域の経済・文化交流を促進するために、憲法に基づいて制定された法律であり、2001年1月1日に施行された。この法律には28条文があり、筆者はそこから本研究に関連する条文を以下のように抽出した（抄訳）。

第一条 全国共通の言語・文字の規範化・標準化および、その健全な発展を推進し、全国共通の言語・文字が社会生活においてさらにより働きができるように、そして各民族・各地区の経済・文化交流を促進させるために、憲法にもとづき、本法律を制定すること。

第二条 本法でいうところの全国共通の言語・文字とは、普通話と規範文字であること。

第十三条 公共サービス分野では、基本的なサービス文字は規範漢字⁵²である。公共サービスのニーズにより、看板、広告、通知、標識などで外国語の文字を使用し、かつ中国語を使用する場合は、規範漢字を使用すること。公共サービス分野でのサービス言語としての中国語の使用を提唱すること。

第十四条 次のような場合、国家通用言語・文字を基本的な用語用字として使用すること。

- (1) ラジオ、映画、テレビの用語用字；
- (2) 公共場所の施設用語；
- (3) 看板、広告の用語；
- (4) 企業公設機関組織の名称；
- (5) 領土内で販売される商品のパッケージおよび説明。

第十七条 本章における関係規定のなかで、以下のような事情があれば、繁体字・異体字を保留・使用してもよい：

- (1) 文物・史跡；
- (2) 姓氏中の異体字；
- (3) 書道・篆刻などの芸術作品；
- (4) 題詩と看板の手書き文字；
- (5) 出版、教学、研究において使用が必要なもの；
- (6) 国務院の関連部門が批准した特殊状況。

第二十六条 ……省略……

都市の公共場所に設置されている施設や看板、広告に使用されている文字が本法第二章の関連規定に違反している場合、関係行政機関は是正を命じ、それを拒否した場合は警告を発し、一定期間内に是正するよう促すこと。

中国は56の民族、80種以上の言語・方言、約30種類の文字を持つ多民族・多言語・多文字国家であるが、その法律の第一条と第二条では、国家レベルで中国語と規範漢字を最優先することが定められている。そして、第十三条の後半、第十四条の（二）と（三）は、言語景観において規範漢字を使用すべきであることを規定し、第十七条の（一）と（四）は、言語景観において繁体字を使用することができる状況を説明している。さらに、第二十六条の第三段落では、言語景観が上記の規定に違反している場合には、政策の權威性を確保するため、規制による行政機関の介入があることを明確にしている。

しかしながら、この法律は約20年前に制定されたものであり、グローバル化と中国の国際化の発展に伴い、中国の言語景観の中における外国語の出現頻度が高くなったことで、種類が多様になり、状況が複雑化している。第十三条で、外国語と一緒に使用される中国語は規範漢字を使うべきだと規定しているが、言語景観における中国語と外国語の相互関係や使い方などは明確にされていない。中国では、中央政府直属の省、自治区、市の人民代表大会とその常任委員会は、その行政区の固有の条件と実際の必要性に応じて、憲法、法律、行政法規に反しないことを条件に、地方規則を制定することができる。したがって、中国で最も国際的な都市の一つである上海は、この多言語景観の現象に対して新たな言語政策を導入している。

上海では、「外国語のみの使用」、「中国語よりも目立つ外国語の使用」、さらには「不適切な翻訳」や「スペルミス」などの現象が増加しており、かつ、これらの現象によって外国語を理解できない市民に認識の壁が生じたり、上海の一部の外国人に誤解を与えたりするという問題が発生している。そのため、上海市政府は、2014年9月15日の第61回常務会議で『上海市公共场所外国語文字使用規定』を通過させ、2015年1月1日に施行した。この規定には19条文あり、筆者はその中から本研究に関連する条文を以下のように抽出した（抄訳）。

第二条（適用範囲）

市の行政区域内の公共場所における看板、外国語で表示される施設の名称、情報提供のための活動および関連するサービス、管理には、この規定が適用されること。

前項の看板には、銘板、看板、掲示板、標識などがあること。

第三条

公共の場で外国語の文字を使用する場合は、規範漢字と共に使用し、意味一致、翻訳の規範に則り、公序良俗を尊重すること。

第六条（使用場所）

次のような公共の場では、規範漢字で名称や警告、提示説明などの情報を提供する際に、外国語と共に使用すること：

- (1) 空港、鉄道駅、埠頭、バスターミナル、駅；
- (2) 防災工事、緊急避難場所；
- (3) 公衆衛生施設、公共駐車場（庫）。

観光地、公共文化・スポーツ施設、商業サービス施設、医療衛生機関のサービス施設、および金融・郵便・通信機関の事業所、その他公共サービスを提供する事業所などの公共の場では、そのサービスの必要性に応じて、規範漢字と外国語文字の両方を看板に使用することができること。

第七条（禁止事項）

国家機関の銘板には、特定の場合を除き、外国語の文字の使用は禁止すること。

国や本市の関連基準に基づいてイラスト・ピクトグラムが使用されている場合を除き、公共の場の看板、掲示板、標識に外国語の文字のみを使用することは禁止すること。

第八条（使用要求）

企業、機関、その他の組織が規範漢字と外国語文字の両方を使用する場合、規範漢字を明確に表示し、適切な位置に配置すること。

公共の場における看板や施設に広告内容があり、規範漢字と外国語文字の両方が使用されている場合、規範漢字を最優先、外国語文字をその次とし、特定の場合を除き、一つの広告文に規範漢字と外国語文字を混用してはならないこと。

第九条（翻訳要求）

公共の場における看板や施設で外国語の文字を使用する場合、同時に同じ意味と内容を規範漢字で表さなければならないこと。

公共の場における看板や施設で外国語の文字を使用する場合は、国や本市の外国語翻訳の規範に従うこと。関連の規範がない場合、その外国語の使用慣習や国際的慣例に従うこと。

第十七条（法律責任）

公共の場における看板や施設に外国語の文字を使用する場合、本規定の第六条の第一項、第七条、第八条の第一項、第九条に違反することがあれば、都市管理行政と法執行部門、地区または県の言語委員会の監視意見に基づいて是正を命じる。是正を拒否した場合は、警告し、一定期間内に是正するよう促す。

公共の場における看板や施設で外国語の文字を使用することが、本規定の第八条の第二項の規定に違反する場合、商工行政管理部門は広告管理に関する関連規定に基づいて対処すること。

この規定は、『語言文字法』に基づき、公共の場における外国語の使用を管理する中国初の規定である。そして、多言語景観に関する条文は、(1)外国語を単独で使用してはならない、(2)特定の場所では外国語を中国語と同時に使用しなければならない、(3)一つの文章で中国語と外国語を混ぜて使用してはならない、という3点にまとめられる。これらの政策は政府によって制定され、社会での言語使用を管理することを目的としているため、上から下へ行われるものである。したがって、最も影響を受ける、あるいはこれらの規則に厳密に従う多言語景観は、上から下へ型であると考えられる。筆者の上海でのフィールドワークの結果も、この推測と一致している。例えば、写真1は上海の有名な商店街である南京東路で撮影したものであり、上海政府が設置した多言語景観である。



写真1 2020年 南京東路

この言語景観の本体は大理石で作られ、金属製のスタッドで建物の壁に固定されており、その上に中国語と英語のテキストが彫刻されている。そのため、この言語景観は半永久的なものである。文字の大きさをみると、英語よりも中国語のほうの方が明らかに大きくて目立ち、下部には「上海市人民政府」および「上海市文物局立」と記されており、作り手を表記しているため、この言語景観の公式性、信憑性、

権威性を示している。しかも、右下には、近年、言語景観に現れる頻度が高くなっているQRコードが表示されており、新しい言語景観の現象とも言える。

なお、規定に違反する場合は是正する必要があることが明記されているが、実際の調査によって、規定と異なる多言語景観も多いことがわかった。一方、多言語景観における言語使用について詳細な規定を設けているのは上海だけではなく、同じアジアの都市であるマレーシアの首都、クアラルンプールではさらに詳しい規定がある。例えば、広告の中でマライ語が外国語と同時に使用される場合、マレー語の文字は、外国語より30%大きく設定しなければならない¹¹⁾。

五 日本の言語景観に関する言語政策

日本では、法令によって公用語を規定していない。しかしながら、前述のように、国レベルの言語政策は、教育、行政、公共サービスなどの分野で言語使用に関する規制を通して見ることができる。例えば、以下のような規定がある。

裁判法 第七十四条	(裁判所の用語) 裁判所では、日本語を用いる
公証人法 第二十七条	公証人ハ日本語ヲ用ウル証書ニ非サレハ之ヲ作成スルコトヲ得ス
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第十一条 六	小学部及び中学部において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童及び生徒の数に十八分の一を乗じて得た数

上記の法律からわかるように、比較的公的な場面では、日本語は公的に認められた言語であり、日本の言語政策を代表するものである。そして、東京都は2015年に『国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針』（以下は『指針』）というガイドラインを策定した。この指針における多言語対応の基本的な考え方は、「日本語・英語の2言語を基本とし、ピクトグラムを効果的に活用」、「地域や施設の特性及び視認性を考慮し、必要に応じて中国語・韓国語、更にはその他の言語も含めて多言語化を実現」、「中国語については、簡体字の使用を基本とし、地域や施設の状況等により、繁体字を使用」という3つである。具体的に、観光案内サインの整備と誘導サインの整備の2つがあり、(1)本体の表現様式、(2)表記方法、(3)掲載内容、(4)景観への配慮の4の面から規定している。その中で、多言語景観における言語使用に関連する「表記方法」では、さらに詳しく(a)言語数の考え方(b)日本語の表記方法(c)外国語の表記方法の3つに細分化されている。

しかしながら、外国語の表記方法には、固有名詞、普通名詞、普通名詞部分を含む固有名詞、ローマ字表記の方法、括弧を使用する場合の記載方法、施設名等の表記方法、省略ルール、中国語表記の省略、駅名(鉄道)の表記方法、翻訳にあたっての留意事項などの規定はあるが、すべて翻訳に関連している。一方、一つの言語景観の中で複数の言語をどのように使用するのかは明確にされていない。また、この指針は、ピクトグラムの活用も強調しており、さらに、サインに記載する文字の書体、大きさ、色彩な

11) Petaling Jaya Municipal Council, 2007

どもにも言及している。特に、文字の大きさでは、「英語やその他の言語の表記は、日本語文字サイズの4分の3程度¹²⁾」と述べられている。つまり、間接的な手段で、英語は日本語に従属し、脇役であることを明確にしている。それから、中国語と韓国語が公式に採用されていることから、東京の2つの大きな言語使用者は中国語話者と韓国語話者であると考えられる。これは東京のローカルな規定であるが、日本社会における外国語の重要性が常に強調されていることを示している。このように、この指針は言語景観の情報機能に重きが置かれており、様々な人に有用な情報をできるだけ効率的かつ正確に伝えることを目的としており、言語景観の象徴機能についてはあまり強調されていない。これはその「指針」の位置付けと一致していると言えるだろう。一般的な言語政策とは異なり、政策より目的のほうがより単純で、表面的であると考えている。また、関西の大阪や京都では、都市景観について『大阪市景観計画』、『京都市景観計画』、『京の景観ガイドライン 広告物編』などの文書が発行されているが、いずれも景観の大きさや色、配置などのデザインの部分を規定しているだけで、その上に載せる内容には触れていない。

なお、東京都の指針より早く出された、国レベルの多言語景観の表記方法に関する、『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』¹³⁾（以下はガイドライン）がある。日本の経済にとって極めて重要な観光業を振興するために、「観光立国」という方針が提唱された。まず、2006年12月に『観光立国推進基本法』が成立し、2013年6月に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」が決定された。そして、同年に初めて訪日外国人旅行者数が1000万人に達した。さらに、2000万人の高みを目指すためには、官民一体となった観光立国実現に向けた取り組みを強化する必要がある、特に、多言語対応について、関係者が共通の理解や認識に立って、その改善・強化を図ることが重要だとしている。したがって、各地域、各分野ではすでに多言語対応についての政策・規定はあるが、共通の基本的指針の下に、全体として統一されたガイドラインが必要になる。そのため、このガイドラインの目的は、とりわけ多言語対応に焦点を当て、既存のガイドライン・指針の内容に基づいて、共通した規定を目指すことである。このガイドラインは、(1)多言語対応を行う対象・範囲、(2)多言語での表記方法、(3)解説文章への対応（外国人向けの補足）、(4)非常時等の対応、(5)具体的な対訳語、(6)多言語表記の統一性・連続性の確保、(7)多言語対応推進のあり方、(8)標識やサインのデザインや設置方法に関する留意点、(9)訪日外国人旅行者の便利性や満足度の向上につながる重要な視点、という9つの部分に分けられる。

まず、「対応言語の考え方」の第二段落では、「名称・標識・サイン・情報系（すなわち、「禁止・注意を促すタイプ」および「名称・案内・誘導・位置を示すタイプ」）は、提供情報が明らかに訪問外国人旅行者にとって利用価値が低い場合（例えば：駅長室、定期券売り場等）を除き、英語併記を行うことを基本とする」という記述がある。このガイドラインは「観光立国」を前提としたものであるため、このような考え方に問題はないと言えるかもしれない。しかし、実際には、日本はすでに多言語、多文化の社会になっているため、多言語対応は旅行者だけでなく、日本の長期滞在の外国人も配慮する必要がある

12) 東京都（2015）『国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針』、p.24

13) 国土交通省観光庁（2014）『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

る。したがって、言語景観での多言語対応には、さまざまな分野、行政機関の協力が必要となる。そうしなければ、対応が不十分だったり、作業が重複したりするなどの問題が発生する可能性があり、不便や資源浪費が生じる可能性もある。

さらに、筆者の調査によると、日本語に加えて英語も表記している定期券売り場がある。写真2がその例である。



写真2 2021年 阪急梅田駅

この写真は、大阪の阪急梅田駅の2階にある定期券売り場の前で撮影したものである。この画像にはいくつかの言語景観が含まれており、最も顕著なのは、青い背景に白い文字の2つのブロックである。中央のライトボックスには、日本語の「定期券うりば」に加え、その下に比較的小さな文字で英語「Commuter Pass」と対訳が表示されている。日本に長期滞在し、通学や通勤の必要がある人には、定期券を購入することがあるため、これは、明らかに日本に長期滞在している外国人のために設置されたものである。逆に、短期滞在の外国人へ、「ここは普通の乗車券売り場ではない」というメッセージを伝えている。なお、英語以外にも、「施設特性や地域特製の観点から、中国語または韓国語などの表記の必要性が高い施設については、視認性や美観等に問題ない限り、中国語または韓国語その他の必要とされる言語（例えば、タイ語、ロシア語等）を含めた表記を行うことが望ましい」と述べられている。具体的に、どのような言語景観に、どのように多言語を設置するについて、表のように示されている。

“多言語対応の対象となる情報”の種類			対象施設		
			基本ルール	外国人の来訪者数や誘致目標等、施設特性や地域特性の観点から、英語以外の表記の必要性が高い施設	専ら地域住民の用に供されている施設等
名称・標識・サイン・情報系	禁止・注意を促す (タイプA)	(例) ・立入禁止、危険 ・禁煙、飲食禁止 ・非常時等の情報提供	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語
	名称・案内・誘導・位置を示す (タイプB)	(例) ・駅名表示 ・路線図、停車駅案内 ・施設名称表示 ・駅構内図の表記 ・乗車券・入館券 ・ICカードの使い方	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語
解説系	展示物等の理解のために文章で解説をしている (タイプC)	(例) ・展示物の作品解説 ・展示テーマの解説 ・展示会全体の解説	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語

■：併記を行うことを基本とする

■：視認性や美観に問題がない限り、表記を行うことが望ましい

対応言語の考え方

この表によると、日常的に最もよく見られるタイプAとタイプBの言語景観には、英語の併記を行うことを基本としている。そして、場合によって中国語と韓国語、またその他の必要とされる言語の表記を行うことが望ましいとされている。各言語の使用順序や優先順位は、文章では明確に示されていないが、この表から見ると、日本語の優先順位が最も高く、次に英語、その次は中国語、韓国語、最後はその他の言語という順になっている。この順番は、調査で実状が検証され、上から下へ型の言語景観だけでなく、下から上へ型の言語景観でも確認された。

さらに、「多言語での表記方法」には、「一定の対訳があるものの、日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は、表音表記した後、表意を括弧（ ）で括って表記¹⁴⁾。」と記述されている。具体的な例として、「茶碗」の英語表記には「Chawan (Tea bowl)」が挙げられている。かつ、「日本語の表音の表記が既に広く認識されている場合は、表意の表記は必要としない」と説明されている。例えば、「侍」の英語表記は「Samurai」であり、「温泉」の英語表記は「Onsen」である。このような表記方法の要求は、意味を正確に伝えることを保証するだけでなく、日本語や日本文化の普及にも一定の貢献をしており、日本語の優先順位をさらに強化している。

また、中国語の表記方法は、簡体字と繁体字の二種類があるが、このガイドラインでは簡体字で例を紹介している。つまり、このガイドは、先に紹介した東京都の指針と同様に、中国語の簡体字の普及範囲ははるかに広く、大多数の中国語話者のニーズを満たすことができると考えている。しかしながら、

14) 国土交通省観光庁（2014）『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

簡体字を使用せず、繁体字だけを使用した私的な言語景観は珍しくなく、また、公的な言語景観にも存在している。例えば、写真3である。



写真3 2020年 JP大阪駅

この写真は、大阪のJR大阪駅のホームで撮影されたものであり、関西空港行き電車の案内である。関空・紀州路快速電車は日根野駅で車両の切り離しを行い、1-4両目は関西空港行き、5-8両目は和歌山行きになるため、乗り間違える外国人は多い。それゆえ、このような案内は、日本の鉄道システムをよく知らない外国人にとって非常に重要である。写真内には3枚の案内ポスターが同じガラス壁の3つのガラスに貼られ、左から右への第二、第三のポスターの上には、数字の「②」と「③」が書かれた緑のテープが貼られてある。そのため、一番左のポスターの上には、「①」が書かれた緑のテープも貼られてあったはずだと推測できる。したがって、3枚のポスターには左から順に①、②、③の番号を付けることができる。まず、①では「関西空港」を日本語、英語、中国語繁体字、韓国語の4つの言語で、かつ飛行機のピクトグラムで表記している。そして、②は英語、③は中国語繁体字のみになり、韓国語の説明はない。韓国語の対訳ポスターは周囲にも見当たらなかった。さらに、これは東京の指針、国土交通省観光庁のガイドラインとは異なり、中国語簡体字を使用していない。かつ、この3枚のポスターはJR西日本が駅のホームに貼ったものであり、一般人にとっては上から下へ型の言語景観になるため、そこから受け取ったメッセージは公的な立場を代表していることになる。これらのポスターの責任者に連絡を取ることはできなかつたため、その理由を確認することはできなかつたが、他のJR西日本が出した多言語景観と比べると違和感がある。例えば、写真4は新大阪から福岡までのJR西日本新幹線の車両内で撮影したものであり、荷物スペースの説明である。



写真4 2020年 新幹線車両内（JR西日本）

この説明のタイトルには、日本語と英語が使用されており、詳細では日本語、英語、中国語簡体字、韓国語が順番に使用されている。このような4言語の使用はガイドラインと同じである。一方、中国語簡体字と繁体字の使用に関してだけでなく、各言語の使用順にも例外がある。写真5は新大阪駅のホームで撮影したものであり、自撮り棒の使用禁止の注意ポスターである。



写真5 2020年 新大阪駅

日本の新幹線は世界で有名であるため、新幹線のホームで車両と写真を撮ることはよくある。特に、近年は自撮り棒の使用が増えており、安全へのリスクが指摘されている。そのため、この注意ポスターは黒と黄色の印象的な配色で、できるだけわかりやすくするために、多数のピクトグラムに加えて多言語で説明されている。タイトルは英語の「Danger! No Selfie Sticks」のであり、その下の詳細は、日本語、英語、韓国語、中国語簡体字、中国語繁体字を順番に使用している。この使用順も指針やガイド

ラインで述べられている順番と異なる。したがって、中国語の前に韓国語があるのは、この行為をするのが韓国人に多いからだと思われる。このように、同じ会社であっても、異なる場所・場面での多言語表記は一貫していないことが多い。

しかしながら、ガイドラインは「多言語対応については、可能な限り地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい¹⁵⁾」と強調しており、共通で使用する固有名詞の対訳語一覧も作成されたが、現実にはさまざまな困難がある。さらに、ガイドラインで強調されているのは、名称・案内・誘導・位置などの言語景観の情報機能に関することが多く、象徴機能についてはあまり配慮していない。しかし、多言語景観は、作り手の考えや価値観などをアピールするための重要な手段であり、外国人が日本を理解するための重要な媒体でもあるため、表面上のより正確で便利な情報を提供することだけではなく、より深い意味を考えることが重要だと考えられる。

また、中国語と日本語には同形同義の語彙が多いため、ガイドラインに「日本語の漢字表記と全く又はほぼ同じ場合は、なるべく中国語表記を省略する。」とあるように、中国語を省略できる場合もある。例えば、写真6は京都国立博物館のチケット売り場の前で撮影したものであり、案内板である。



写真6 2020年 京都国立博物館

写真には2つの看板があり、左の看板は「駐車券割引サービスのお知らせ」であり、右の看板は「入口」と「日時指定券をお求めの方」の案内である。前者は日本語と英語の2言語を使用しており、後者は日本語、英語、中国語、韓国語の4言語を使用している。左の看板は余白が多くあり、中国語や韓国語にも完全に対応できるのに、対応していない。おそらく、作り手は日本語や英語が読めない人が「駐車券割引サービス」を利用する可能性は低いと考えているだろう。それに対して、右側の看板に表示さ

15) 国土交通省観光庁 (2014) 『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

れているコンテキストは、より幅広い層の読み手を対象としているため、4つの言語に対応している。その下に、「京都国立博物館」および博物館のロゴがあり、公的な看板であることを示している。そして、写真7-1は、京都国立博物館の平成知新館の入り口で撮影されたものであり、入り口の案内である。



写真7-1 2020年 京都国立博物館

このA4サイズのプラスチックコート紙に、上から下へ、日本語、英語、韓国語、矢印が印刷されている。本来、英語の下に表示されるべき中国語は、漢字表記が日本語と同じであるため、ここでは省略されている。したがって、公的な多言語対応において、選択された読み手とテキストの表現や意味の相違点や類似点に応じて、異なる対応が採用される。この例と同様に、写真7-2がある。



写真7-2 2020年 JR鶴橋駅

この写真は大阪のJR鶴橋駅構内で撮影したものであり、この駅は非常に複雑であり、近鉄電車への乗

り換えの改札と実際の出口の改札を間違える人が多いため、ホーム付近には多くの「出口」の案内板が設置されている。そして、中国語と日本語の「出口」は同じ書き方をしており、片方を省略できるため、スペースを節約し、フォントを大きく設定することができる。また、その下には、英語と韓国語も表記されている。

なお、ガイドラインでは、各分野で共通して使用されると考えられる用語などについて、具体的な対訳一覧が作成されたが、不適切なところ、あるいは誤解されやすい対訳は他にもある。例えば、以下のエスカレーターとエレベーターの対訳¹⁶⁾である。

エスカレーター	Escalator	自动扶梯	에스컬레이터
エレベーター	Elevator	电梯	엘리베이터

一般的に、人または貨物を収容する箱を、動力で昇降・運搬する装置には、エレベーターとエスカレーターの2種類があり、中国語ではこれらを総称して「电梯」と呼ぶことがあるため、上の表の訳では、中国語話者にとってどちらがどちらなのか混乱してしまう可能性がある。例えば、大きなスーツケースを持った人は、安全のために、エレベーターに乗ることが多い。このように「电梯」と訳すと、エスカレーターかエレベーターかがわからなくなる。駅のホームなどのように、道の先がすべて見通せない場合では尚更である。したがって、エレベーターを「直梯」と訳したほうがよい。あるいは、文字表記の代わり、ピクトグラムを活用したほうが、どんな言語使用者にとってもさらに分かりやすいと考えている。一覧の中国語に使用されているフォントは、日本語のフォントであるため、少し違和感がある。しかも、「運転見合わせ」の対訳も誤解を招く可能性がある。下記の表は、公共交通機関で使用されると考えられる非常時等の情報提供に必要な表現の対訳¹⁷⁾の一部である。

16) 国土交通省観光庁（2014）『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

17) 国土交通省観光庁（2014）『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

	日本語	英語	中国語（簡体字）	韓国語
禁止・注意を促すタイプ（タイプA）	人身事故のため、この電車は運転を見合わせています。	There has been an accident involving injury. Train services will be restored as soon as possible	因有伤亡事故发生, 本次列车正在调整运行时间	인명사고로 인해 이 열차는 운행이 일단 중지하고 있습니다
	車内に具合の悪いお客様がいらっしゃるため、この電車は運転を見合わせています。	A passenger on this train is seriously ill. We will be on our way again as soon as possible	因车上有乘客突发急病, 本次列车正在调整运行时间	차내에 몸 상태가 불편하신 승객이 발생하여 이 열차는 운행이 일단 중지하고 있습니다
	強風のため、この電車は運転を見合わせています。	The train has stopped due to strong winds. We will be on our way again as soon as possible.	因大风本次列车正在调整运行时间	강풍으로 인해 이 열차는 운행을 일단 중지하고 있습니다
	大雨のため、この電車は運転を見合わせています。	The train has stopped due to heavy rain. We will be on our way again as soon as possible.	因大雨本次列车正在调整运行时间	폭우로 인해 이 열차는 운행을 일단 중지하고 있습니다
	大雪のため、この電車は運転を見合わせています。	The train has stopped due to heavy snow. We will be on our way again as soon as possible.	因大雪本次列车正在调整运行时间	폭설로 인해 이 열차는 운행을 일단 중지하고 있습니다

ここでの「運転を見合わせています」の、英語の対訳は「will be restored as soon as possible」と「will be on our way again as soon as possible」であり、韓国語の対訳は「중지하고 있습니다（停止しています）」であるが、中国語の対訳は「正在调整运行时间（運転時間は調整中）」である。英語や韓国語は、「現在、電車は運行していない」という意味を表しているが、中国語にはその意味は全くない。中国語話者にとって、「現在、電車は運転していない」という解釈のほかに、「電車は時刻表とは異なる時間に運転している」という解釈もあり得る。しかしながら、実際に日本語が伝えようとしているのは、前者の意味だけであり、ここでの中国語対訳は誤解を招く可能性が高い。さらに、例えば、人身事故による運転見合わせは、通常、運転再開に1時間以上かかるため、旅行者に大きな影響を与える。しかも、非常時の状況が正確に伝えられないと、旅行者が外国での不安感を増大させることもある。一方で、近年では、鉄道会社による非常時の多言語放送が行われてきており、ある程度改善してきている。

六 終わりに

したがって、上述の日本の言語景観に関する指針、ガイドラインおよび関連する例から、次のような結論が得られる。

1. 言語景観の情報機能を重視するだけでなく、象徴機能も考慮しなければならない。今後の政策立案においては、言語景観の象徴機能にある言語的、文化的、社会的な価値にも注目する必要がある。

2. 対訳語一覧の再検討は必要である。上記のガイドラインや指針は、関連分野（社会学、観光学、文学、政策学、通訳、商学など）の専門家の協力を得て作成されたものであるが、細部にはまだ改善の余地があり、特に対訳に関する部分では、このような多言語景観の主な利用者である旅行者、ビジネスなどの短期滞在の外国人からの意見がより必要となる。日本で長く生活している外国人の多くは、日本語力を持ち、日本社会もよく理解しているため、対訳の細かい部分を見落としてしまう可能性がある。
3. 多言語間の統一性・連続性を確保する必要がある。ガイドラインでは統一性・連続性が強調されたことはあるが、異なる言語景観における同じ言語の統一性・連続性を指している。ここで、強調したいのは、各言語間の統一性・連続性である。英語の普及と第三外国語の習得率の上昇に伴い、母語と英語、第三言語を理解できるマルチリンガルが増加している。そのため、英語、中国語、韓国語が同じ情報を伝えていなかったり、矛盾していたりすれば、読み手が混乱し、どちらを信じていいのかわからなくなってしまう。

以上のように、筆者のフィールドワークによると、中国でも日本でも、言語政策と言語景観には食い違いがあることがわかっている。したがって、言語景観を研究する際に、このような食い違いを無視することなく、なぜそのような食い違いが存在するのか言語景観の作り手や読み手としてどのように対処するのか、などを明らかにすることが重要であり、今度の課題となる。